



柱取付アームスライド型ジブクレーン
JHC1640HN
JHC2540HN
JHC4940HN

取扱説明書

- この取扱説明書は、ジブクレーンの基本的なご使用方法・組立方及び扱い方について説明しております。ご使用前によくお読み頂き、安全作業のため使用上の注意を守って正しくお使い下さい。

スーパージブクレーンのご使用について

このたびはスーパージブクレーンをお買い上げ頂きまして誠にありがとうございます。スーパージブクレーンは、あらゆる産業界での重量物の搬送用に開発された省力ジブクレーンです。

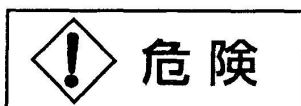
正しいご使用のお願い

作業の安全と能率を高めるため、本書の取扱い要領を充分にご理解頂いた上で、安全にご使用下さいますようお願いいたします。

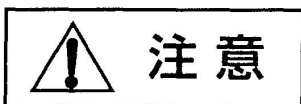
最高の能率と経済性

細かい点にまで配慮されたスーパージブクレーンの持つ高度な機能と合理性および用途の広さは最高の能率と経済性を発揮します。

この取扱説明書に使用する注意事項を『危険』『注意』の2つに区分しています。



取り扱いを誤った場合に、危険な状態が起こりえて、死亡または重傷を受ける可能性が想定される場合。



取り扱いを誤った場合に、危険な状態が起こりえて、中程度の傷害や軽傷を受ける可能性が想定される場合、および物損的損害が想定される場合。

正しく安全にご使用いただくために

1) 弊社クレーンご導入にあたり、次の諸点のご注意をお願いします

当社のクレーン揚程はホイスト等を取付けない状態でのホイスト取付部(P7参照)の寸法を表示しています。クレーンについては、使用前に必ず取扱説明書をお読みいただき、正しく安全に使用下さるようお願い致します。尚、次の事項は、クレーンの各機種に共通する注意事項です。重ねてお守りいただきますよう、お願い致します。



- クレーンの取付は、専門業者により規定強度以上の柱又はコンクリート床に行ってください。
- ジブクレーンの支柱は垂直に、アームは水平になるように取付して下さい。
- 許容荷重の範囲内で使用してください。容量にはホイスト(又はチェーンブロック)吊具等の重量を含みます。
- 吊荷が落ちる恐れのある区域内には立ち入らないでください。
- 吊荷やクレーンに衝撃を与えないでください。
- 取扱説明書の点検基準に基づいて各部の作動等に異常がないか点検を行ってください。
- 改造しないでください。溶接、加熱、加工などをした場合は著しく品質(強度)の低下を招きます。保証・保険の扱いが出来なくなります。

2) 法令との関係(参考)

①500kg以上のクレーンの設置には、ユーザー様から設置場所所管の労働基準監督署への「クレーン設置報告書」の提出が必要となります。

様式第9号(第11条・第61条関係) () 設置報告書

事業の種類			
事業の名称			
事業の所在地	(電話)		
設置地			
種類及び型式			
つり上げ荷重	設置予定年月日	年	月 日
製造業者	製造年月日	年	月 日

年 月 日 報告者 氏名 ㊞

労働基準監督署長殿

備考 1.表題の()内には、クレーン又は移動式クレーンの別を記入すること。
2.「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類(中分類)による分類を記入すること。

②クレーンの操作をするためには、次の資格が必要となっています。

<クレーン運転者及び玉掛け作業者の資格>

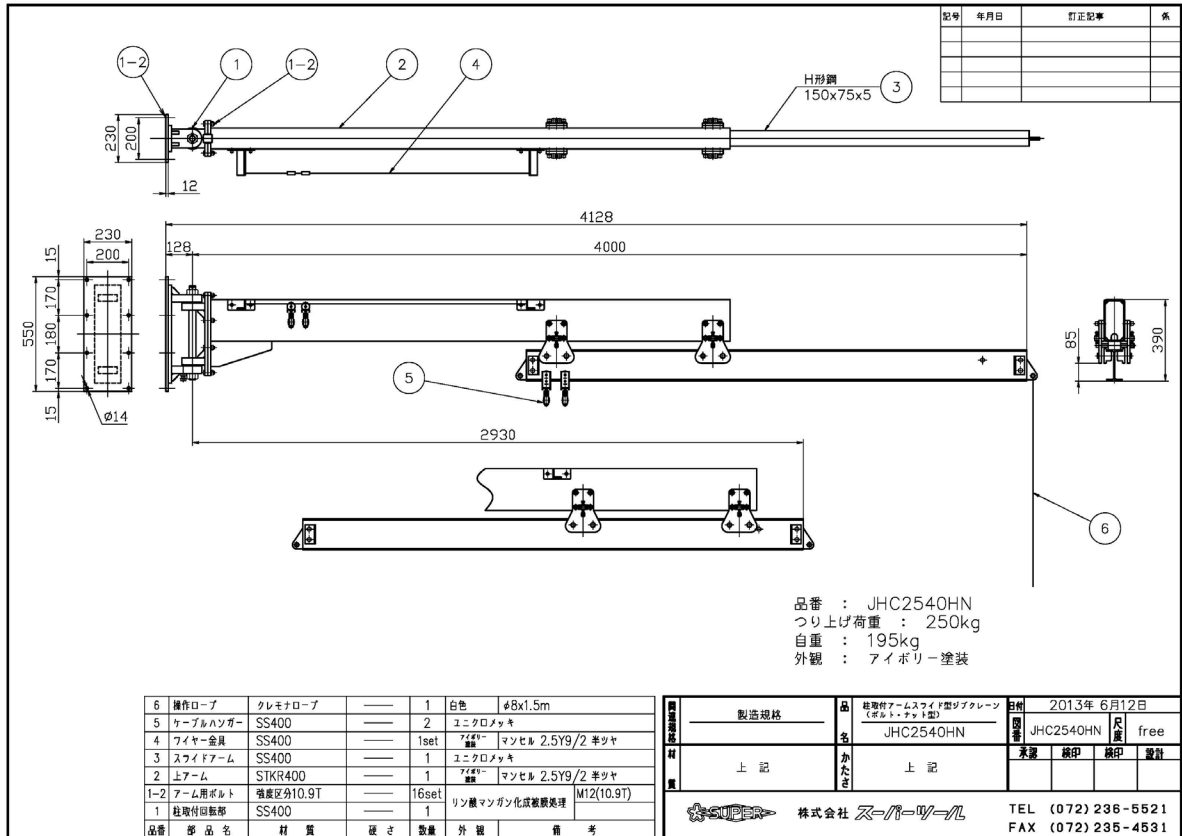
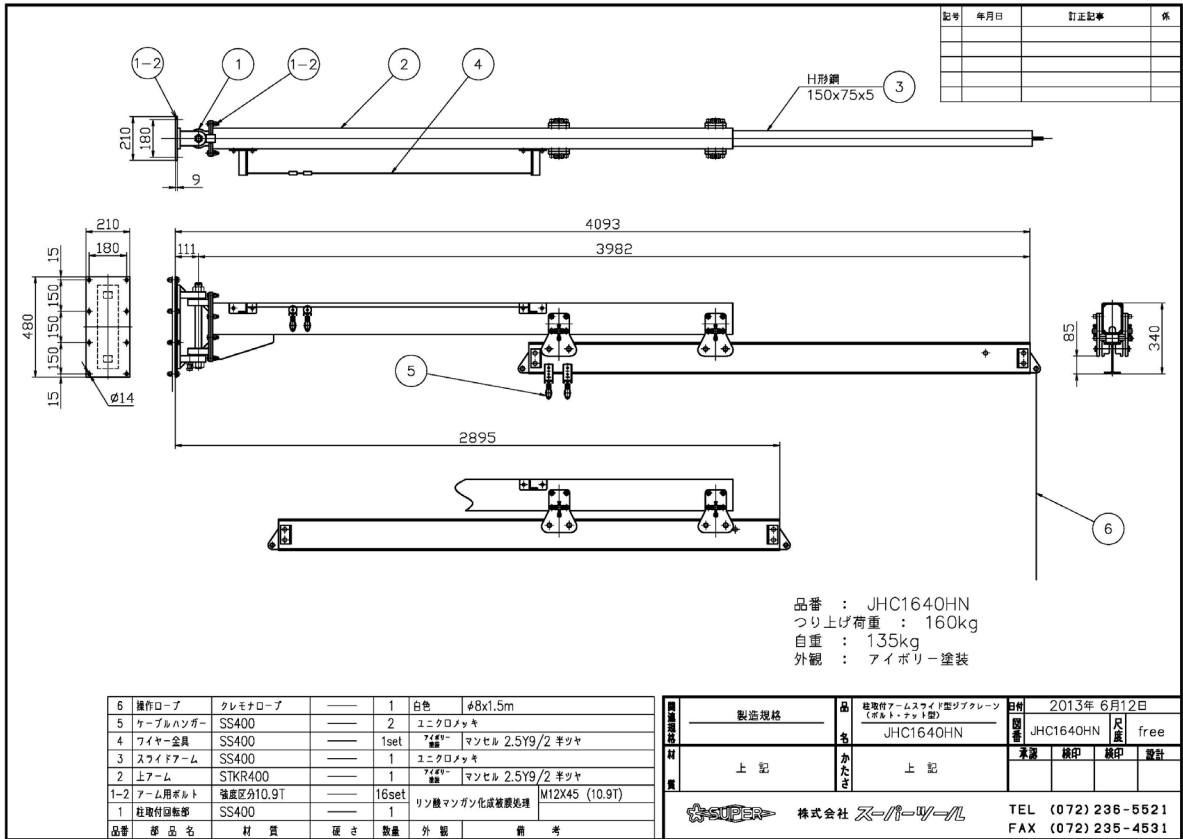
項目		クレーンの容量		0.5トン未満	0.5トン以上 1トン未満	1トン以上 3トン未満	3トン以上 5トン未満	5トン以上
		同行操作	運転操作	クレーンの運転の業務に係る特別の教育 (クレーン則第21条)				技能講習
クレーン運転者の資格	同行操作	玉掛け作業者の資格	適用除外	玉掛けの業務に係る特別の教育 (クレーン則第222条)				クレーン運転士 免許 (クレーン則第22条)
	運転操作		玉掛技能講習 (クレーン則第221条)					

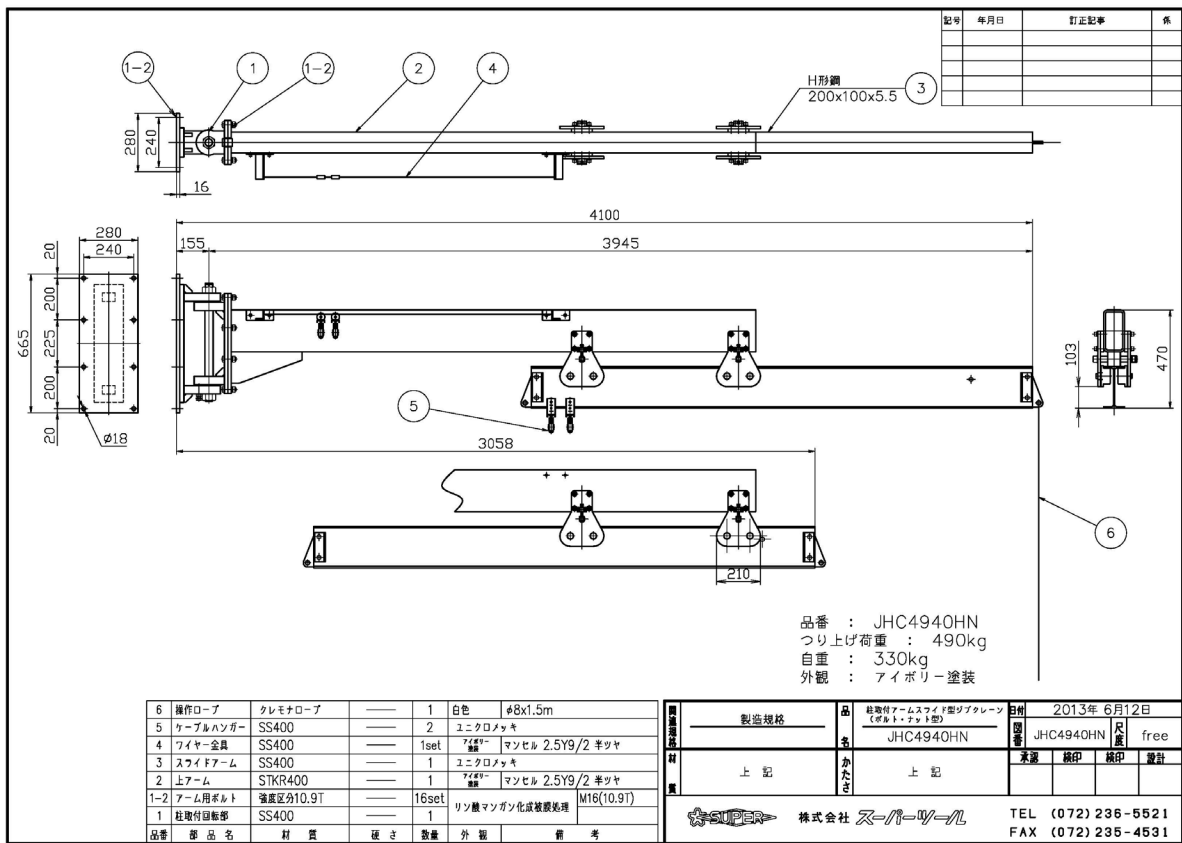
危険 ご使用される前に

ジブクレーンを安全・快適にご使用いただくために、日常の管理と次の注意事項をお守りいただき末長くご愛用下さい。

- 1** ご使用されるホイストは、必ずジブクレーンに合った容量のホイストを取り付けて下さい。
- 2** ジブクレーンの容量は、ホイストの重量+吊具の重量+吊り荷の重量です。容量以上は絶対に吊らないで下さい。
- 3** アーム旋回範囲内に障害物を置かないで下さい。
- 4** 旋回は手動式ですので旋回はゆっくり行い、吊り上げ時、吊り荷をむやみに揺らしたりしないで下さい。大きく揺らしますと容量以上の荷重がジブクレーンに働き、アームの破損につながる可能性があります。
- 5** 旋回範囲内に立ち入る者は、必ずヘルメットを着用して下さい。
- 6** アームの下・吊り荷の下には、万一の事を考えて立ち入らないで下さい。
- 7** 車や走行クレーン・フォークリフト等で引っ掛けたり当てたりしないで下さい。
- 8** 使用しない時は、壁際に折りたたんで、アームが流れないようにして下さい。
- 9** 絶対に改造は、しないで下さい。
- 10** 床固定式ジブクレーンの場合、アームを360°以上回転させますとホイストキャップタイヤケーブルが切断される恐れがあります。回転する場所にはケーブルに余裕をもたせて下さい。
- 11** ホイストを吊り下げたままでの溶接は、行わないで下さい。
- 12** 電動ホイストを使用の時は、必ずホイストメーカーの取扱説明書に準じてご使用下さい。

■仕様並びに寸法図





注意 ; トロリーは付いていません。

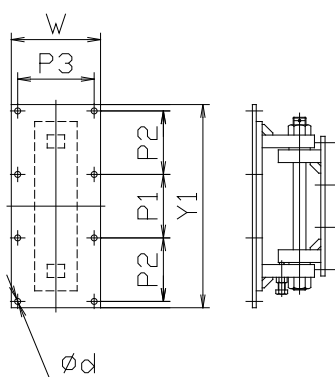
柱取付式ジブクレーン設置方法

- 取り付け柱は必要強度以上の柱に取り付けて下さい。
- 設置する柱が決まりましたら、設置する柱に基準線を引き中心をだし、縦の基準線を引いて下さい。

固定プレートの取り付け

- ① 取付柱が決まりましたら、固定プレートを設置して下さい。

固定プレート

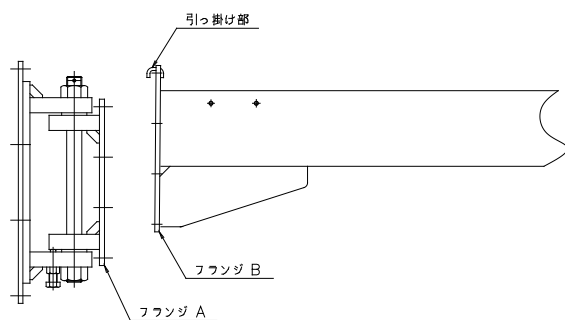


品番	W	Y1	P1	P2	P3	φd	取付ボルト
JHC1640HN	210	480	150	150	180	14	M12
JHC2540HN	230	550	180	170	200	14	M12
JHC4940HN	280	665	225	200	240	18	M16

- ② 柱に穴をあけ固定プレートを高力六角ボルト・ナット・スプリング座金で締め込んで下さい。

- ③ 次にアームの組立をおこないます。

アームについている引っ掛け部を上にして、フランジに引っ掛けて下さい。



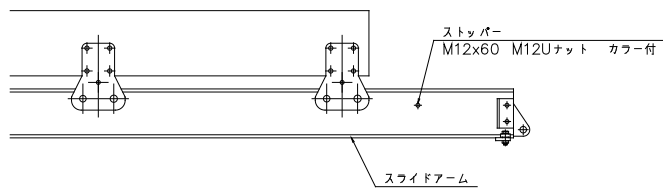
高力六角ボルト・ナット・スプリング座金で締め込んで下さい。
この時、フランジA、フランジBがずれないように締めて下さい。

ずれが生じるとアームが傾き、スムーズな動きができません。

(注) 使用中トラブルが発生しない様に、ボルト・ナットは必ずスプリング座金を入れて確実に締め込んで下さい。

ボルト・ナットによる締め付けは、長年使用しますとゆるみがおこる恐れがあります。
定期点検を実施して下さい。

④スライドアーム先端に、ストッパーを取り付けてください。



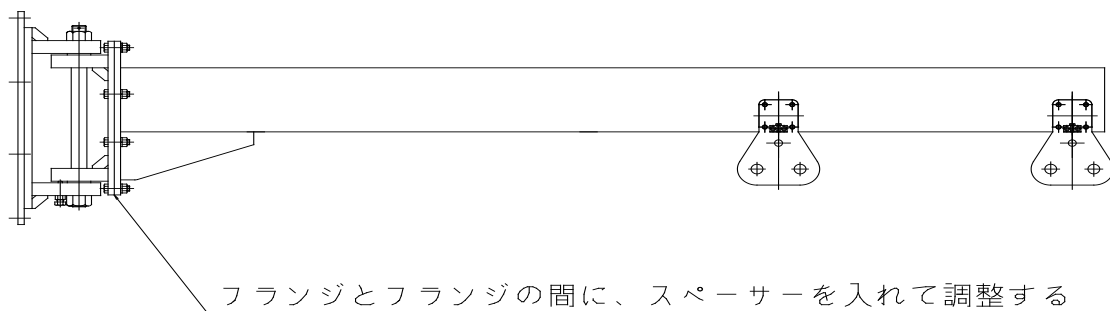
⑤旋回用麻ロープ（φ8）をスライドアーム先端に取り付け、横行レールの旋回が軽くスムーズに行えることを確認してください。

これで組立が完了しましたが、ボルト・ナットが確実に固定されているか再度確認して下さい。
点検の為に必ずマーキングを行って下さい。

△（注意）

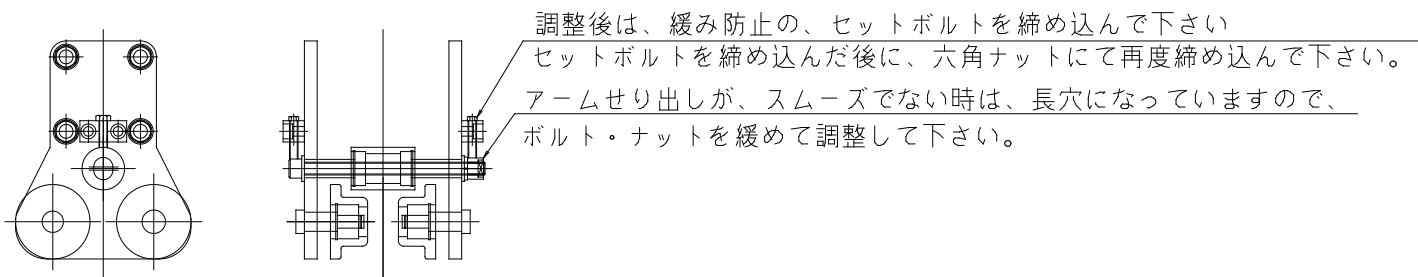
アームがスムーズに動作しない時やアームが流れる場合は、下記にて調整して下さい。

アーム・トリ等が流れる場合の調整方法



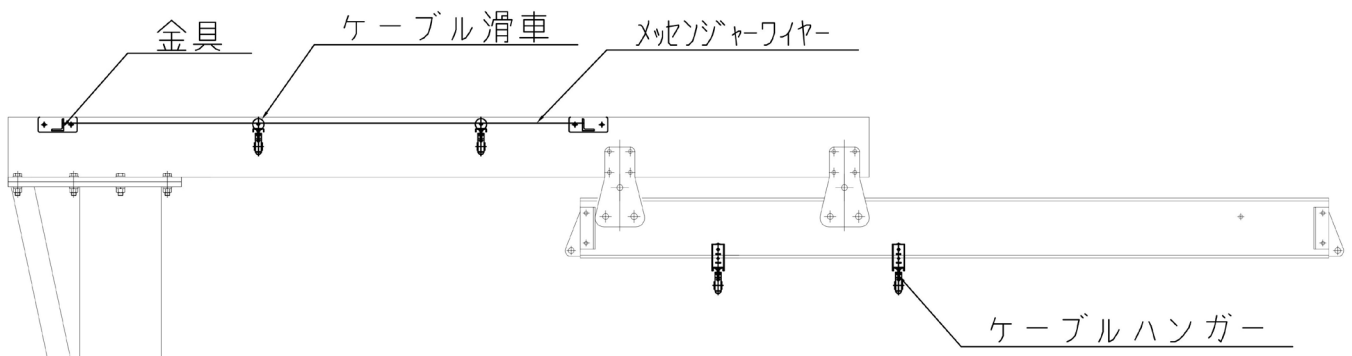
柱・アームが水平垂直に設置されているか確認する。

せり出しアームの調整方法



これで組立が完了しましたが、ボルト・ナットが確実に固定されているかを再度確認して下さい。
必ず、点検の為にマーキングを行って下さい。

給電関係について



部品構成

ワイヤー金具一式

- ・金具 (2 個) 取付ボルト・六角穴付ボルト M8×15 (SW付) 4set
- ・ケーブル滑車 (2 個)
- ・メッセンジャーワイヤー

ケーブルハンガー FRT-2 (当社品番) (2 個)

■点検基準

項目	状 況	点検方法	使用限界	主な不良原因	処 置
固定柱 回転部	<ul style="list-style-type: none"> ● 回転部に曲がりがないか ● 溶接部に異常がないか ● 軸受けに異常がないか ● フランジに曲がりがないか 	<ul style="list-style-type: none"> ● 目視又は測定具 ● 目視又はカラーチェック ● 目視 ● 目視又は測定具 	<ul style="list-style-type: none"> ● 2mm以上の曲がり(無負荷時) ● 溶接割れ ● 軸受(メタルブッシュ)破損 	<ul style="list-style-type: none"> ● オーバーロード ● オーバーロード ● 摩耗 	取替
アーム	<ul style="list-style-type: none"> ● アームに曲がりはないか ● 溶接等の割れはないか ● フランジに曲がりはないか 	<ul style="list-style-type: none"> ● 目視又は測定具 ● 目視又はカラーチェック ● 目視又は測定具 	<ul style="list-style-type: none"> ● 10mm以上の曲がり(無負荷時) ● 溶接割れ ● 3mm以上の曲がり(無負荷時) 	<ul style="list-style-type: none"> ● オーバーロード ● 床の老朽化 ● ボルト・ナットの緩み ● オーバーロード ● 取扱不備 	取替

毎日安全に作業して頂く為に、以上の点検を行って下さい。

また、ボルト・ナット継手箇所は、緩んできますので、点検を行って下さい。

また、上記点検の結果、異常が発生した時はただちに使用をやめ、メーカー点検を受けてください。又メーカー点検(有料)を希望される時はご用命下さ

品番: _____ 容量: _____ 製造番号: _____ 使用開始日: _____ 年 月 日

ジブクレーン自主点検記録

項目	内容	周期	年 月 日		年 月 日		年 月 日						
			良	不良	修理日	良	不良	修理日	良	不良	修理日		
固定柱 (K)	1 アンカーボルトのゆるみ	1ヶ月											
	2 溶接の割れ	6ヶ月											
	3 フランジ部の曲がり	3ヶ月											
	4 固定床面の状況	6ヶ月											
継柱 (K)	1 ボルト・ナットのゆるみ	1ヶ月											
	2 溶接の割れ	6ヶ月											
	3 フランジ部の曲がり	3ヶ月											
回転部 (K)	1 ボルト・ナットのゆるみ	1ヶ月											
	2 溶接の割れ	6ヶ月											
	3 フランジ部の曲がり	3ヶ月											
回転柱 (K)	4 ベアリングの異常	3ヶ月											
	5 ベアリングの注油	3ヶ月											
	6 プレーキボルトの摩耗	1ヶ月											
	1 ボルト・ナットのゆるみ	1ヶ月											
	2 溶接の割れ	6ヶ月											
回転部 (H・HF・HC)	3 フランジ部の曲がり	3ヶ月											
	1 ボルト・ナットのゆるみ	1ヶ月											
	2 溶接の割れ	6ヶ月											
	3 フランジ部の曲がり	3ヶ月											
	4 プッシュ部の摩耗	3ヶ月											
	5 プッシュ部の注油	3ヶ月											
	6 プレーキボルトの摩耗	1ヶ月											
アーム部 (共通)	7 ピンの曲がり	3ヶ月											
	8 ロールピンが抜けていないか	3ヶ月											
	1 ボルト・ナットのゆるみ	1ヶ月											
	2 溶接の割れ	6ヶ月											
	3 フランジ部の曲がり	3ヶ月											
	4 アームの"ヘコミ"	3ヶ月											
	1 ボルト・ナットのゆるみ	1ヶ月											
	2 溶接の割れ	6ヶ月											
中間アーム (共通)	3 フランジ部の曲がり	3ヶ月											
	4 プッシュ部の摩耗	3ヶ月											
	5 プッシュ部の注油	3ヶ月											
	6 プレーキボルトの摩耗	1ヶ月											
	7 ピンの曲がり	3ヶ月											
	検査実施責任者及び 検査総括責任者の印												

年次検査記録

実施日	年 月 日
責任者	
積載荷重に相当する荷重の荷による耐震試験の結果、ならびに月別検査項目の検査の結果。	
問題点	
①	
②	
③	
④	
⑤	
⑥	
⑦	
⑧	
⑨	

問題点の処置完了月日、及び処置責任者

処置年月日	処置責任者
①	
②	
③	
④	
⑤	
⑥	
⑦	
⑧	
⑨	

クレーン等安全規則第38条は第211条の規定により、定期自主点検の記録は3年間以上、保存されていなければなりません。

- 点検記録は前回の点検基準を参考に行ってください。
- 点検の結果は作業票で検査員ご自身で定期的に実行してください。
- 点検中の各部品の点検結果下表の該当する点検内容の記号を記入してください。
- 点検の結果、各部品に1つでもXの項目がある場合は、使用は出来ません。Xの項目を修理してから再度点検を行い総点検完了とならなければ使用を開始して下さい。
- クレーン等安全規則の第38条に基づき、巻き上げ装置(ワイヤロープ及びチェーン)の損傷の有無、フック等の吊具の損傷の有無等の定期自主点検を行ってください。

記号	点検内容
L	点検して異常がなかった
T	給付整備をして異常なし
L	注油をして異常なし
C	清掃をして異常なし
O	部品を交換して異常なし
X	使用限界を超過している

株式
会社 **スパーツール**

ホームページ

<http://www.supertool.co.jp/>

- 本社・工場 〒599-8243 大阪府堺市中区見野山 158 番地 TEL 072-236-5521(代) FAX.072-236-5785
- 大阪支店 〒599-8243 大阪府堺市中区見野山 158 番地 TEL 072-236-5526(代) FAX.072-236-3817
- 東京支店 〒142-0041 東京都品川区戸越 3 丁目 4-18 TEL 03-5750-2341(代) FAX.03-5750-2347
ゴールドステージビル 3F
- 名古屋支店 〒460-0026 名古屋市中区伊勢山 1 丁目 2-4 TEL 052-323-0701(代) FAX.052-323-0720
- 札幌 〒003-0029 札幌市白石区平和通 3 丁目北 4-20 TEL 011-864-3581(代) FAX.011-864-3590
- 仙台 〒984-0831 宮城県仙台市若林区沖野 2 丁目 8-5 TEL 022-294-1922(代) FAX.022-285-1513
- 新潟 〒950-0855 新潟市東区江南 2 丁目 6-2 TEL 025-287-5353(代) FAX.025-287-6003
- 広島 〒733-0012 広島市西区中広町 2-14-27 TEL 082-293-5570(代) FAX.082-293-5531
- 福岡 〒812-0016 福岡市博多区博多駅南 3-10-23 TEL 092-431-1897(代) FAX.092-431-1909
- 北関東(駐在) TEL.090-9540-8702 □東関東(駐在) TEL.090-2708-5038